赤羽(あかはね)便り

2 February

新緑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

労働保険の<mark>概算確定申告</mark>について、お手伝いが必要な顧問先さまは<mark>お早めにご相談</mark>ください。

重要情報

1. 電子取引制度の柔軟な対応

R6.1.1以後に義務化された電子保存ルールですが、検索等の保存要件が厳しすぎるとの声を受けて、なし崩し的に緩和されています。詳細は右記「税金マメ知識」コーナーにてご案内いたします。

2. 定額減税 いよいよ始まります

各顧問先さまへは個別にご案内しております通り、6月支給 分から定額減税の月次減税がスタートします。特に、源泉の 生じる家族以外の従業員を雇用する場合など減税対象者を有 する顧問先さまは、くれぐれもご注意ください。

3. 宿泊予約サイト決済時のインボイス取得

宿泊予約サイトの中にはインボイスの取得がサイト上からできないものも多くあります。この場合、宿泊した宿から直接インボイス(領収書ではなく宿泊証明等でも可)を入手することになりますので注意が必要です。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バナシ)



野﨑島へは、有人島の小値賀島から連絡船で渡ります。3つの集落廃 墟のある島でほぼ無人ですが、廃港はクルージング客やサマーキャンプの 子どもたちでにぎわっていました。

☆事務所からの連絡☆

★源泉事務を委託されているお客さまへ

上半期の集計を行いますので、 $1\sim6$ 月中支払分の 給料・士業報酬等が決まりましたら事務所へご報告 ください。

6月のイベント

- ・源泉所得税の上期半期集計
- ·個人住民稅普通徵収 第1期納付
- ・申告所得税の予定納税通知

税金マメ知識

電子取引保存ルールの緩和:電子保存が強制される電 子取引データについては、検索機能やタイムスタンプ等の要 件が課されており、これを自社システムでクリアできない中小 企業は、外部サービスを利用するしかありませんでした。しか し、外部サービスはコストがかかり、弊所でご案内した無償 サービスも早々に有償化する動きを見せています(マネー フォワードクラウドBoxはR6.6月から有償化)。こうした状 況から、政府は電子保存の要件を大幅に緩和しました。結 論として、要件はともかく「データの保存」だけはしつつ税務 調査時にデータを見せられるようにしておけば、これまで通り 紙で印刷したものを他の領収書とあわせて綴るだけで良くな りました。データの保存についても、例えば楽天Amazonモ ノタロウなどの通販サイトの購入履歴から7年前のものまで 閲覧できるのであれば、わざわざパソコンにダウンロードする 必要もありません。とはいえ、弊所では一応自社のパソコン や適当なクラウドストレージサービス

(DropBox,GoogleDrive,OneDriveなど) に適当な フォルダを作って、そこにダウンロード保存しておく程度の対応 (弊所への資料提供も兼ねて)は推奨します。

晩酌のじかん

五月はサイコーに気持ちの良い月です。しかし、 残念ながら寒すぎたり暑すぎたりと気温の当たり 外れが多い月でもあり、それと雨の多い月でもあ ります。なによりこの心地の良い時期が四季の中 で圧倒的に短いのも特徴です。ですので、気温が 丁度良い当たりの日で、なおかつ晴れた日にし ベランダに出て風に当たりながら一人で立ち飲 みして満喫するようにしています。

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区 六角橋6-18-22コンフォート白楽1階 TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540 Mailto:tax.akahane@ksk.red